

規 則

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成二十八年埼玉県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第二条 条例第十八条第一項又は第二項の申立てをしようとする者は、別記様式の助言（あっせん）申立書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申立てがあつたときは、その結果について、当該申立てをした者に通知するものとする。

(公表の方法)

第三条 条例第二十二条の規定による公表（第二号において「公表」という。）は、次に掲げる事項について、埼玉県報への登載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

一 対象事案に係る事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）

二 公表の原因となる事実

三 勧告の内容

四 その他知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

助言（あつせん）申立書

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住所
氏名 印
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所〕
〔又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号
差別を受けた者との関係

下記の事案を解決したいので、埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例第18条第1項（第2項）の規定により、助言（あつせん）を申し立てます。

記

- 1 差別を受けた者
 - （1）住所
 - （2）氏名
- 2 差別をした者
 - （1）住所
 - （2）氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）
- 3 対象事案の概要
- 4 求める措置の内容
- 5 その他参考となる事項

備考 不要の文字は、抹消すること。